

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	高額介護合算療養費の支給	
根 拠 法 令	国民健康保険法	
根 拠 条 項	第57条の3第1項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>高額介護合算療養費の支給申請等</p> <p>○ 国民健康保険法施行規則第27条の26</p> <p>1 基準日世帯主等(以下この条において「申請者」という。)は、法第57条の3の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者及び基準日世帯員の氏名及び生年月日</p> <p>(2) 計算期間の始期及び終期</p> <p>(3) 申請者が計算期間における当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月</p> <p>(4) 申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第1項及び第3項において同じ。)並びに介護保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第3条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間</p> <p>(5) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請書には、令第29条の4の2第1項第2号及び第4号から第7号までに掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成27年 4月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 60日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

- 3 令第29条の4の2第1項の規定による高額介護合算療養費が、令第29条の4の3第1項第2号の規定によらないものであるときは、第1項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 4 高額介護合算療養費が、令第29条の4の3第1項第5号又は第3項第3号若しくは第4号の規定によるものであるときは、第1項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付申請等

○ 国民健康保険法施行規則第27条の27

1 令第29条の4の2第3項から第5項まで及び第7項に規定する国民健康保険の世帯主等であつた者（以下この条において「申請者」という。）は、法第57条の3の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。ただし、次項第3号に掲げる額が零である場合にあつては、この限りでない。

- (1) 申請者及び計算期間においてその世帯員であつた者の氏名及び生年月日
- (2) 計算期間の始期及び終期
- (3) 基準日に加入する医療保険者の名称
- (4) 申請者が計算期間における当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

(5) 被保険者証の記号番号

2 保険者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、申請者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書（令第29条の4の2第1項第3号に掲げる額に関する証明書を除く。）を交付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び生年月日
- (2) 申請者が計算期間において当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた期間
- (3) 第2号に掲げる国民健康保険の世帯主等であつた期間に、当該申請者が被保険者として受けた療養又はその世帯員であつた者がその世帯員であつた間に受けた療養に係る令第29条の4の2第1項第1号に規定する合算額
- (4) 当該保険者の名称及び所在地
- (5) 被保険者証の記号番号
- (6) その他必要な事項

3 前項の証明書を交付した保険者は、当該証明書に係る基準日の翌日から2年以内に第1項第3号に掲げる医療保険者から高額介護合算療養費の支給に必要な事項の通知が行われない場合において、申請者等に対して当該申請に関する確認を行つたときは、当該証明書に係る同項の申請書は提出されなかつたものとみなすことができる。

4 保険者は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に係る高額介護合算療養費等の額の算定に必要な第2項の証明書の交付申請を、当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた者（当該精算対象者を除く。）から受けたときは、当該者に対し、当該証明書を交付しなければならない。

高額介護合算療養費の支給要件及び支給額

国民健康保険法施行令第29条の4の2

- ・ 計算期間：前年8月1日から7月31日までの期間
- ・ 基準日：計算期間の末日
- ・ 基準日世帯主：基準日における当該国民健康保険の世帯主

- ・基準日世帯員：基準日において基準日世帯員と同一の世帯に属する世帯員
- ・基準日保険者：基準日時点で加入している医療保険者
支給申請は基準日保険者に行う
- ・支給基準額：500円（健康保険法第43条の2第1項及び介護保険法施行令第22条の3第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める支給基準額/平成20年厚生労働省告示第225号）
- ・基準額を超過した額が500円以下の場合、払戻しが行われない。
- ・医療保険、介護保険に係る自己負担額のいずれかが0円である場合は対象としない。
- ・計算期間内に複数の医療保険者等の自己負担額があった場合は、総支給額を保険者ごとに按分した額の支給を各保険者から受ける。

介護合算算定基準額 国民健康保険法施行令第29条の4の3
附則（平成26年11月19日 政令第365号）抄
70歳未満

区分	基準所得（ 1 ）	限度額	
		H26.8～H27.7	H27.8以降
ア	901万円超	176万円	212万円
イ	600万円～901万円以下	135万円	141万円
ウ	210万円～600万円以下	67万円	67万円
エ	210万円以下	63万円	60万円
オ	市民税世帯非課税	34万円	34万円

70歳～74歳

所得区分（ 2 ）	限度額
現役並所得	67万円
一般	56万円
低所得	31万円
低所得	19万円

低所得者で介護サービス利用者が複数いる世帯については、医療保険者が原則どおり低所得の合算限度額19万円により医療保険分の支給額を計算した後、介護保険者が低所得の合算限度額31万円により介護保険分の支給額を計算する。

【区分：ウ】

- (1) 次号から第5号までに掲げる場合以外の場合

【区分：ア】

- (2) 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年（次条第2項の規定により8月1日から12月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。次号及び第4号において同じ。）の基準所得額（ 1 ）を合算した額が901万円を超える場合

【区分：イ】

- (3) 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額（ 1 ）を合算した額が600万円を超え901万円以下の場合

【区分：エ】

- (4) 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額（ 1 ）を合算した額が210万円以下の場合（次号に掲げる場合を除く。）

【区分：オ】

- (5) 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民

審査基準	基準	<p>健康保険の世帯主等及びその世帯員の全てについて基準日の属する年度の前年度（次条第2項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合（これらの者のいずれかが当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者である場合を除く。第3項第3号において「市町村民税世帯非課税の場合」という。）</p> <p>(1) 基準所得 国民健康保険法施行令第29条の4の3第2項及び第6項</p> <p>2 前項第2号から第4号までの基準所得額は、第29条の7第2項第4号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例により算定するものとする。</p> <p>6 第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等又は同項に規定する特例対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の7月31日までの間にある被保険者の属する世帯に対する第1項第5号及び第3項第3号の規定の適用については、第1項第5号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「第3項第3号において「市町村民税世帯非課税」とあるのは「）又は市町村の行う国民健康保険の世帯主及びその世帯員並びに第29条の7第2項第9号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この号において「特定同一世帯所属者」という。）の全てについて基準日の属する年の前々年（次条第2項の規定により8月1日から12月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）の所得について第29条の7第5項第2号の規定を適用して計算した同項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等又は同項に規定する特例対象被保険者等でなくなつた日以後の最初の7月31日までの間にある被保険者の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）の合算額が地方税法第314条の2第2項に規定する金額にその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に47万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合（第3項第3号において「市町村民税世帯非課税又は特例対象被保険者等所属世帯特例基準」と、第3項第3号中「の場合」とあるのは「又は特例対象被保険者等所属世帯特例基準の場合」とする。</p> <p>(2) 所得区分 国民健康保険法施行令第29条の4の3第3項</p> <p>3 前条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の70歳以上介護合算算定基準額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>【一般】</p> <p>(1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</p> <p>【現役並み所得者】</p> <p>(2) 基準日において被保険者が療養の給付を受けることとした場合において、法第42条第1項第4号の規定が適用される者であるとき。</p> <p>【低所得】</p> <p>(3) 市町村民税世帯非課税の場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>【低所得】</p> <p>(4) 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等及びその世帯員のすべてについて基準日の属する年度の前年度（次条第2項の規定により前年8月1日から3月31日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林</p>
------	----	---

所得金額に係る所得税法第2条第1項第2号に規定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合

経過措置

附則（平成26年11月19日 政令第365号）抄
（施行期日）

第1条 この政令は、平成27年1月1日から施行する。

（国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第16条 第6条の規定による改正後の国民健康保険法施行令（以下「新国保令」という。）第27条の2第3項第3号の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日以前に行われた療養については、なお従前の例による。

2 新国保令第27条の2第3項第3号の規定は、昭和20年1月1日以前に生まれた国民健康保険の被保険者（同月2日以後に生まれ、かつ、70歳に達する日の属する月の翌月以後である国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する者を除く。）については、適用しない。

第17条 略

第18条 特定計算期間に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国保令第29条の4の3第1項第2号中「212万円」とあるのは「176万円」と、同項第3号中「141万円」とあるのは「135万円」と、同項第4号中「60万円」とあるのは「63万円」と読み替えて、新国保令第29条の4の2から第29条の4の4までの規定を適用する。

2～4 略

5 平成26年7月31日以前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

審査基準

基準